



山形県公報

平成23年11月18日（金）
第2295号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課） ……1141

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課） ……1142
- 建設業者に対する営業停止の処分……………（村山総合支庁建設総務課） ……同
- 公共測量の終了の通知……………（用 地 課） ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課） ……同

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課） ……1143

### 正 誤

## 規 則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第42号

#### 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「認定電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）」を「次に掲げる業務」に、「（有線放送業務）」を「（口及びハに掲げる業務）」に改め、同号に次のように加える。

- イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業
- ロ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第142条ロ(1)に規定する共同聴取業務
- ハ 次に掲げる放送を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をする業務
  - (イ) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送
  - (ロ) 放送法第2条第19号に規定する多重放送であつて(イ)に掲げるテレビジョン放送の電波に重畳して行うもの

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第972号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                  |
|----------|---------|----------------------|
| 理 事      | 阿 部 孝 義 | 北村山郡大石田町大字田沢1653番地 1 |

### 山形県告示第973号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成23年11月16日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 株式会社アライ
  - (2) 主たる営業所の所在地 山形市双月町三丁目11番41号
  - (3) 代表者の氏名 荒井 利文
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般・特-19）第100286号
- 3 処分の内容  
建設業の営業の全部について、平成23年11月28日から同月30日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社アライの代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

### 山形県告示第974号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字長谷堂地内
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年9月15日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（総合計画）

### 山形県告示第975号

次の開発行為は、完了した。

平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年8月29日 指令置総建第30号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市若狭郷屋字駅西889-1、889-2、889-3、889-4、889-5、889-6、889-7、889-8、889-9、889-10、916-4、916-5、916-11

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市伊達城三丁目19番地10

株式会社 コモン不動産

南陽市若狭郷屋480番地

相澤 ちゑ

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成24年3月18日まで縦覧に供する。

平成23年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターヤマザワ上山店

上山市南町3番37号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|---------------|---------|---------|----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後9時    | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後9時    |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成23年11月9日

5 届出年月日

平成23年11月8日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年3月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行 | 誤                      | 正                      |
|-------------|------------|------|---|------------------------|------------------------|
| 平成23. 11. 4 | 第2291号     | 1109 | 6 | ハッピー北上山・ヘルパース<br>テーション | ハッピー上山北・ヘルパース<br>テーション |